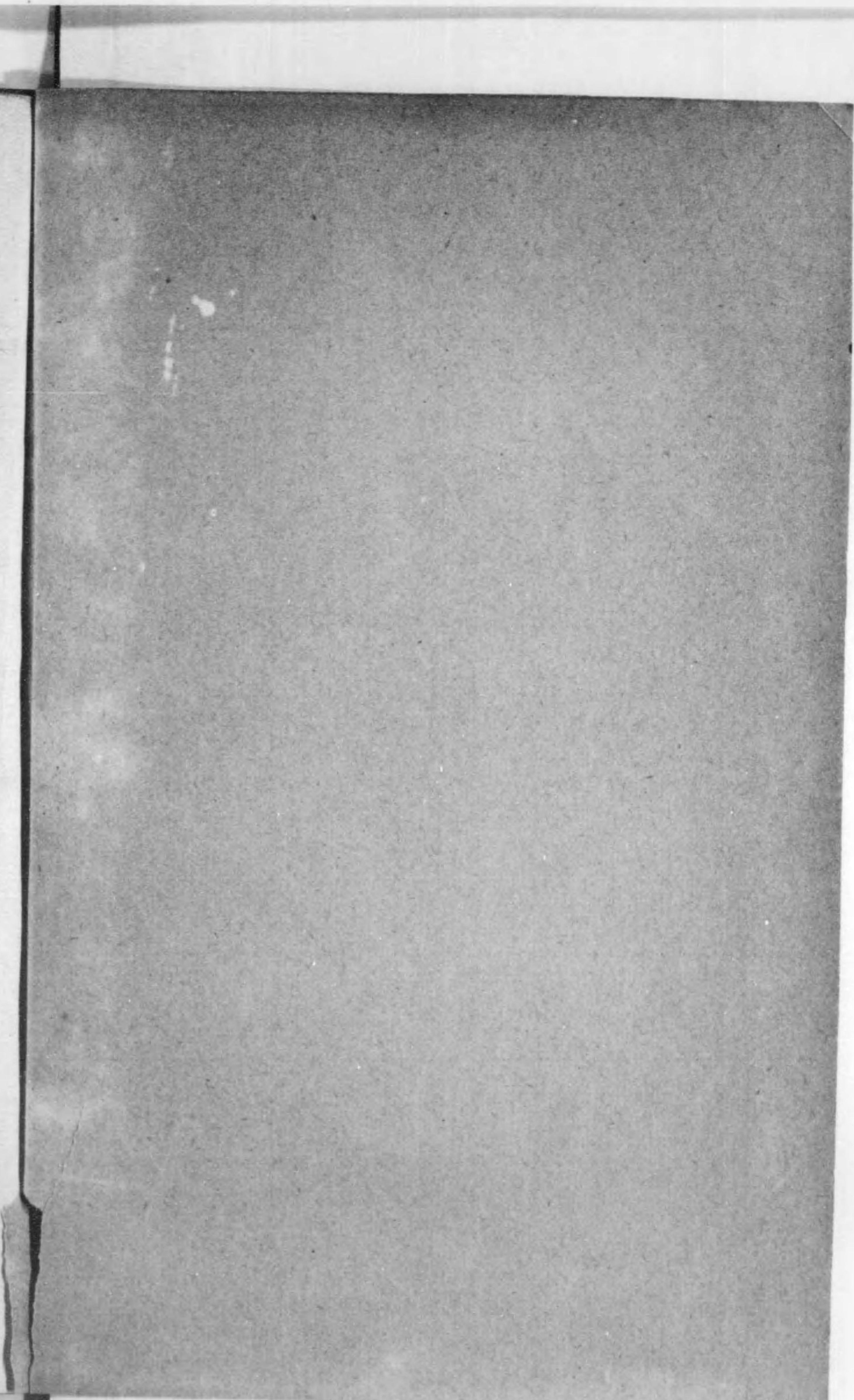


始



翁軒晴

莫氏書畫一編



327-957

は
し
が
き

我魚沼文庫は昨年九月の創立にして日猶淺く其事業成績に於て何等見るべきものあるなし、是れ創立者として予の慚愧に堪へざる所、然れども幸に江湖特志家諸君の贊助を得前途漸く好望ならんとするは衷心、欣喜の情に堪へず、而して茲に同文庫の一事業として魚沼叢書第一篇を發刊し同好諸君子の間に配布するにあたり、予は殊に現日本石油會社長内藤久寛氏其人の深厚なる同情と獎勵とに對して感謝の意を表せんとす、是れ蓋し本叢書の發刊を見るに至りたるは同氏の資金を寄附せられしこと最も與て力あればなり、

卷頭掲ぐる所の廣川晴軒翁及び山本比呂伎翁詠草は廣川小千谷町郵便局長及び山本善次郎兩氏の好意による、是れまた予の兩氏に對して深く感謝する所なり、

「氣海觀瀾及び廣義に見ゆたる物理説」は著者三上義夫氏の快諾を得て本篇中に收めしもの、同氏書簡と相俟ちて本叢書内容の美を

大正
4. 21
内交

なさしめしは予の深謝する所なり、三元素畧說著述年代は唯予が
婆心を以て起稿せしものゝみ、恐くば蛇足の感あらん、小千谷町關
係資料目録及び神南誠敬翁傳は、平素郷土史研鑽に熱心なる現小
千谷町女子部小學校長小林長五郎氏、苦心研究の餘に成りしもの
好箇の郷土研究資料たり、同氏がこれを本叢書中に収むることを
快諾せられしは、また予の感謝する所なり、

本叢書發刊に際し、同僚山崎吉三君は俗務多忙中にも拘らず、資料
謄の寫印刷物の校正等盡力せられしこと鮮からず茲に特記して
感謝の意を表せんとする。

予は今回の叢書第一篇の發刊を端緒とし將來續々斯種のものを
刊行せんことを希望してやまざるもの也、

大正六年三月

小千谷中學校内魚沼文庫にて

徳 谷 生 識

晴軒翁自筆履歴書寫

算術ハ同郷朋友佐藤虎三郎へ入塾安政五年三月ヨリ翌未年五月上旬迄十五ヶ月相學フ

其時ノ繪古帳四冊所持罷在候○是ヨリ數年前某姓宗像ト申最上流算術家安政六年六月江戸即東へ罷越箕

繁邑遊歴之節相場割利足差分天之術容術等相學フ是又繪古帳八冊

作阮甫先生へ入塾洋學天文地理辨物萬延元申年五月迄十二ヶ月修業其節拙作三元素畧說小本一冊著述翌六月歸

舍密弱理學等

天文地理辨物萬延元申年五月迄十二ヶ月修業其節拙作三元素畧說小本一冊著述

翌六月歸

鄉夫ヨリ近隣豪富家等重蒙教授萬種勉勵明治五年申八月ニ至尙又東京出府本石町三丁目

原田喜兵衛宅へ寄留仕家塾開業其節寔作秋坪筭作麟祥津田眞道三先生へ時々參堂或ハ談

話或ハ質問等致シ學藝研窮此節即明治三年庚午八月廿九日集儀院へ改曆之建白奉差上候處御采用ニ相成候事明治七年戊四月迄十二ヶ月五

月歸郷仕候

右之通相違無御座候也

晴軒翁改曆建白書原稿

明治三年庚午八月廿九日

曆法改革之事 地理急務タル事

今學塾盛美、賢才長育、爲_ニ浩益焉、而シテ又有_ニ地理之捷徑、而亦益_ニ爲シ候事

建言

柏崎縣支配所

越後國魚沼郡小千谷村

百 姓

德 三 郎

集 儀 院

御役人中様

閏月之說

蓋_ニ地球盤旋、以三百六十五日二時七刻三分四十九秒有餘、一周大陽、是即全之一年、而天地自然之公運也、而人、以三十日_ニ爲一月_ニ、以十二月_ニ定作一年_ニ、而猶餘_ニ五日二時七刻三分四十九秒有餘_ニ也、又月有_ニ大小_ニ以_ニ其_ノ小_ノ月減日_ニ六十五加_レ之、則凡一年_ニ而餘有十餘日餘積_ニ三年_ニ、則贅出_ニ三十餘日_ニ於此不可_レ不_ニ閏月置_ニ故置之置則_レ都合可然_ニ、年々歲々二十四季寒暑氣候不能一日均_レ也是則人作而私也自昔在天下庶民_ニ而此不利甚夥、其損幾何哉、雖然衆庶自昔因習馴循而未嘗知有其浩大損益而遂以至近世也矣、曆法必不可不改革也、或曰曆之事至大、如_ニ吾子_ニ據_レ何而言_レ之曰

「日誌曰、去_ニ舊來之陋習、本_ニ天地之公道_ニ云々。」

曰可也、如_ニ其新法何、曰可_レ微_ニ西曆_ニ西法自_ニ第一月_ニ至_ニ三、五、七、八、十、十二月_ニ各三十二日、第二月二十八日、隔_ニ三年、加_ニ一日、以_ニ爲三十九日_ニ所謂第四、六、九、十一各三十日、是西曆法也、於是歷年氣候、日々大略相同也、惟一日分尙多十一分、積而除之每百年去_ニ閏一日、至_ニ四百年、則不去_ニ閏日_ニ於_ニ曆法差得_レ正也。」

今般奉ニ

上皇ヲ始_ニ在朝之御方々様、既_ニ御豁眼開カセラレ、其_ノ御旨趣、偏_ク海內江御布告有_レ之、

皇國一大革シテ、開業スベキ所以、方向確定スヘキ儀第一也、又曰

「皇國ヲ萬國ニ赫耀セシメ候ハ此時ニ可_レ有之也ト云々、如_レ斯則、今日之急務、無_レ先_ニ於地理、爲_ニ益用_ニ、

亦無レ善ニ於地理ニ也、嘗テ塙谷世弘序ニ于地理全志、曰將レ欲レ馳ニ威武於八紘、則四裔之地形、不レ可レ不レ炤也、又曰、

我亦將レ有レ事于四瀛ニ焉、則文治、武經、不レ得レ不俱資ニ於地志ニ也、而今將有レ事ニ於四瀛ニ之時也、
日誌曰取ニ彼長ニ而補ニ我短ニ焉」、誠然、若シ取ニ能所ニ彼レノ長ニ以補ニ我所ノ短ニ、則我所ノ長ニ者、全ニ恒ニ有レ餘焉、
何事不レ可レ爲哉、然レニ今我國之人、能ニ地理ニ者至鮮矣、余自不レ揣窺ニ以爲泰西學科浩繁、然レニ其大者僅
々不レ過ニ于二三ニ也、曰天文、曰地理、曰舍密等、而我所ノ短者、亦多ニ不レ過ニ于此、數件ニ也、若能會ニ得
此數件ニ、則皆悉ニ可レ不レ讓ニ於彼ニ也必セ、矣、

凡ノ爲レ益者、廣ニ人之心目ニ益ニ人之神知ニ益莫レ大ニ焉ヨ、廣ニ益其ノ心目神知ニ莫レ善ニ於學文ニ、而其學レ之也、莫
レ若レ爲ニ於幼ニヨリ矣、故ニ今有大學校、而外又往々建學塾數所、幼壯賢才悉萃、教授誠盛焉、今亦、有晚學
者、或漢學劇學ニヨリカク、洋學ニ者、其外某レ某レ俄入ニ洋學ニ之徒、此輩者、皆欲レ得ニ捷徑ニ者多也、夫レ捷徑ニ者、
莫レ速ニ於口授ニ、所謂百聞不レ若一見而予有ニ捷徑ニ者一也、甚ニ粗漏、而且謬誤亦不レ少、然レ共地理之大略ニ
謂ソリ、曰天空氣下壓、寒暑、陰陽、氣候、變化、雲雷、風雨、光熱、反射、異象等、下自ニ地
磐石下層ニ底ニ、上至ニ高遠恒星天之茫漠ニ、其中間某某(或曰、其中間某々何ノヲ述ベシ、而シテ其眼目肝要トスル所ハ、首
尾全ク貫徹スルニ在リ、首尾全ク貫徹セザレバ、佳旨不能生、佳旨不レ生、則用ヲ爲スノ不レ能、譬ヘ如ナ
十瑞盤八算、自ニ之段内劇ニ一段、則恒ニ不利、若シ八段爲ニ全、則通ニ于微妙、達ニ于無方、千萬無數、無レ不レ應
焉、而シテ此事、日久シキヲ費スニ非ズ、其日數ハ未レ可レ限ト雖、約スルニ、一偏貫述、凡三十日ナル
ベシ、而シテ聞者、乃宇内之摸様ガラ、大略ヲ觀察スベシ、是レ捷徑ニ非スヤ、庶幾クハ以上之學者、

試ニ御聞被下置候ハハ、實ニ其微可レ有レ之ト奉存候

今般御一新ニ付、甚深キ

御仁惠之旨趣、既ニ日誌ヲ以、遍ク海内江御布告有レ之、卑賤儕ニ至ル迄、難有奉拜見感戴之至ニ不堪、
依レ之老廢ヲ不レ顧上道、千里亦遠トセス、隨ニ分精々盡力、奉報

御國恩、驚駭自不レ揣、聊數件ヲ上疏シ、昧死奉建言候以上、

柏崎縣支配所
越後國魚沼郡小千谷村

百　姓　德　三　郎

年　號　月　日

集　儀　院
御　役　中　様

氣海觀瀾及び廣義に見られたる物理説

八

(大正五年十二月哲學雜誌第三百五十八號拔刷)

三 上 義 夫

越後小千谷の人廣川晴軒が三元素略説を作りて温、光、越素の三元素は實は三種の別々のものにあらずして、其根本は一なりとの見解を立てたることは、余既に之を論じたり。晴軒が氣海觀瀾の所説を喜びながら、此書に温、光、越素を三種の元素と爲せるを非とし、此説に満足する所能はずして、別に三元素一原説を提倡せるものなることも、之を説きたり。然れども晴軒をしてかゝる新説を爲さしめたる源泉とも云ふべき氣海觀瀾及び氣海觀瀾廣義に物理學の原則につきて如何なる所説ありやは何等説く所なかりき。今之を説きて晴軒の學説と比較し、因て晴軒の學術史上に於ける地位を明かにするの一助とするも、必ずしも無用の業にあらざるべし。特に此兩書は我邦にて行はれたる唯一の版本物理學書とも云ふべく、之によりて當時の物理學に對する見解の一斑をも窺ひ見るに足るべきなり。

氣海觀瀾は青地林宗が文政乙酉の冬に著はせるものなり。其序文に據れば元と西洋の理科書を涉獵して格物綜凡なる一書を譯述したりしが、門人等の便宜に供せんが爲めに、其の中の數十章を抄出して訂正を加へ、出版することとしたるものなり。此の書世に行はるゝこと凡う二十年、青地氏の女婿川本幸民は其簡に過ぎて精細ならざるを慨し、註解を加へて氣海觀瀾廣義と題し、安政三年に新彫せり。實に

晴軒が三元素略説の起稿に從事したる萬延元年より五年前に在り。其書最も廣く行はれたり。晴軒を勧かして其新説を成さしめたるも亦宜なりと謂ふべし。

氣海觀瀾には先づ引力なるものを説けり。一切のものに相集り相附着せんとするの傾向あるを引力と云ふなり。萬物悉く此力を有せざるはなし。

極微之爲性。欲相近相集自相附著。此謂之引力。莫物不有此性。由此相集成體。若無引力。

萬有渾爲粉齋耳。

此引力には自ら二様の別あり。一は「集之引力。乃極微之相引也。如水極微之引力」を云ふものにして例へば一桶に水と油を注げば、其中の水は水と相引き、油は油と相引きて互に相和せず、桶に細孔を穿ち水にて之を濡せば水が出で、油にて濡せば油が出づるを見るは、此種の引力の作用に依るものなり。第二種の引力は「重之引力」なり。其特色は「乃引他使之向已也」にあり。太陽、地球、諸星の引力は即ち此種に屬す。

萬物には既に此二種の引力なるものありて相引き相附かんとするが故に、若し其性のままに放任せんには、相引きて一堅塊となりしらんのみ。然るに造物主は別に一種の性を造りて萬物の中に賜らし、因て其一堅塊となることを防ぐるが故に、事實は現に見るが如き有様となるなり。

造物主別賚一種性。常入萬體之氣孔。分排極微。使斯張擴分析。遮其引著。

此の如きものは即ち之を溫質と謂ふ。即ち火質なり。此溫質の作用は引力とは相反して融解運動の作

を爲さしむるものなり。

其性主衝盪發越。正與引力相反。萬有引力之中。獨溫質之參焉。冰渙而水可汲。汎融而土可鋤。若無火力。水則冰結。土則汎死。生活寢。運化歟。渾地舉如一頑石耳。

かゝる作用を爲す所の溫質は如何なるものなりや。「精微流動質。常攬諸體。爲張力之基。其在諸體。多者與寡。寡者取多。互爲平均。」かくして此を出で、彼に徙り、有無相通するものなれど、其相通するには物によりて遲速多寡あり。銅鐵諸金は之を導くこと速且多なれども、木と玻瓈との如きは寡く、灰は殆んど導を爲さず。綿絮絨毛等は温を導くこと遲少なるが故に之を衣服とすれば體中の温を保留せしむる効ある所以なり。

又物と物と相摩擦するときは、其體中の温質を絞り出すこととなるなり。

又物相盪摩。則使溫質絞出於其體。

溫質は物の氣孔に鑽透すれば、即ち其極微を分排張擴せしめ、從て物の膨張を見るなり。

凡そ氣體には張力あるものにして、或は膨張し或は收縮せしむるを得るも、其性は常に自ら伸びんとするにあり。此れ「氣性之所資之混質存其中焉」に因るものなり。

溫質は或る氣體の成分を爲すものなり。燃氣と清氣とは好んで相引くものにして、溫質之が媒を爲して相合せしむ。燃氣と清氣とを合して火を點すれば、兩氣互に引きて急に爆聲を發し、其結果水を生す故に水は燃氣と清氣とにより生ずるを知るなり。燃氣は其質硫黃の如く焚燒すべきものにして、水質と

溫質より成り、清氣は又生氣と云ひ、酸氣とも云ふ、酸質と溫質より成るものにして、「生得之蘇、火得之燃」るものなり。清氣は能く物と交りて諸酸の原を爲し、又銅鐵の鏽を生するも之によるものなり。

右云ふ如く溫質は精微流動の質なるが、光も亦同じく精微流動の質なり。光質の射線に動くは最も迅速なり。光と溫とは夫々別々のものにして、太陽より地球に達するまでの間には唯光あるのみ、温は之に伴はず。故に高山の巔に於ては太陽に近けれども、常に寒うして白雪を戴けり。光線の下りて霧園氣の地面に近く稠厚なる所に入るに及びて温と合し、又光線の地面より反射して益々温を増すなり。

或は說を爲すものあり。之に據れば、

光分於太陽入霧園中而與溫合體。取火燧鏡。集太陽光線。乃其光點可以燃木。可以鎔金。是抵火之與光。合爲一矣。

光は元と單純の質なれども、其動く遲速と其通過する所の仲介物の疎密によりて差等を生ずるものにして、「諸色之有區別」亦宜なりと謂ふべきなり。

越列吉的爾(エレキテル)も亦「一種流動質」、此點に於て温及び光と相似たり。一切物體中に具有されざるはなく、平均せるときは顯現せざれども、一たび其平均を失ふときは、其作用を現はすべし。無有多少の相通するること、温質と異なることなし。

凡百體中莫不具有斯質。祗如氣火性。在其引力之與張力相平均之中。雖無以見之。一失其平均則顯其作用也。斯爲之質。多者與寡。寡者取多。必得其平均而後止。

凡そ物の越列吉的兒質に於けるは、其體を摩擦すれば直ちに之を發するものあり。此の如きものを原體と稱す。直接に其體を摩擦せざるも、唯他の既に越列吉的爾質を帶びたる體を接觸するのみにて其質を増減せしむべきものあり。此種のものを導體と名づく。

青地林宗の氣海觀瀾廣義は氣海觀瀾一出以來凡う二十年の後に成りたれども、全く此書の注解に過ぎずして、大體の見解は殆んど何等の改竄を經たるものなし。されど所說頗る精細を加へ、要旨を窺ふに於て甚だ便なるものあり。先づ物理學の本質を説きて、

夫レ眼ノ物ヲ見ルヤ。物ト眼トノ間ニ光榮アリ。耳ノ聲ヲ聞クヤ。物ト耳トノ間ニ空氣アリ。空氣ノ分子ト光素トハ質最小ナリト雖。又禮アリ。物トシテ體ナキハナシ。故ニ「ヒシカ」ハ物體ト其用トヲ知ルノ學ナリ。(一卷一、二丁)。

と論せり。溫、光、越の三質皆物なりと解するを、氣海觀瀾と同一なるが故に、此説を爲すもの自然の勢たるなり。

然らば物とは何ぞ。

大(サ)ト抗力(ノ)………一性アル者ヲ體ト云フ。………若シ此二性ナケレバ何ヲ以テ五感ニ感せム

ヤ。物必物ト感ズルハ自然ノ理ナリ。光ト溫トノ如キ。微細ニシテ秤量スベカラザル者ト雖。尙本能ク體アリテ物ニ感ズ(一卷七、八丁)。

るなり。「眼ノ物ヲ見ルモ。亦物ノ光素來テ眼ニ觸ル、ナリ。光素ハ其質最精微ニシテ、特リ眼ニ感ズルノミ」。(一卷、八丁)。溫光等は此意味に於て物たるなり。

凡そ物には合體或は複體と單體との別あり。前者は諸異成分より成り、後者は同一成分より成り異類の物を混せざる者なり。諸金、炭素、氣類の元素等と同じく、光素、溫素等も亦此單體の部類に屬す。(二卷十六丁)。「溫、光、越歴的爾、麻偏涅多ハ其重ヲ秤リ知ルコト能ハズト雖。大氣ニ至テハ、已ニ其量ヲ知ルベシ」(七卷十八丁)。物の中に溫素を取ること多ければ温にして、溫素少なければ寒なり。「寒ハ其質アルニアラズ。溫ヲ缺グラ謂フナリ」(二卷二十二丁)。滴流體……モ溫素ヲ取ルコト多ケレバ。揮散シテ氣狀體トナルコト。猶沸湯ノ蒸氣烟霧等ノゴトシ。……七卷一丁)。

火の本質は詳ならざれども、其温なるは溫素の存するに依る。「溫素ハ極メテ精微ニシテ緻密ナル金属ヲ透シ。其質最輕クシテ、重量ヲ知ルベカラズ。能ク諸體ノ氣孔ニ入り。地球内ニ充チ界圍氣ニ瀰ル」(十卷一丁)ものなり。

溫素は物と結びて存するときは、其温を覺ゆざれども、遊離するときは温を覺ゆるに至る。摩擦によりて温を生ずるは之が爲めなり。故に溫素には結遊の二態あるなり。

溫素地上地下ノ諸體ト合スルニ。大氣及ビ氣狀體ノ如ク結温トナリテ。コレニ觸ルトモ其温ノ覺ニ

ペカラザル者アリ。又物體固ヨリ多ク温素ヲ有スルニ因リ。或摩擦衝抵スルニ因テ。温素遊離シ。以テ其温ヲ覺ユベキコトアリ。故ニ温素ハ結遊ノ一態アリ。物ノ寒温ハ遊温揮散スルノ多少ニ因リテ其含蓄スル温素ニ係ルニ非ズ。遊温ハ諸體コレヲ放ツト雖、其狀態ヲ變ゼザル者ライフ(十卷二二丁)諸物體は温素と結ぶに當りて其親和に多寡あるを免れず。故に「温素ハ甲體ト親和スルコト乙體ヨリ大ニシテ。其已ニ親和力アル者ト結ナトキハ。他ノ尙コレヨリ大ナル親和力アル者ニ遇ヒテ。コレト抱合セムトスルニ非ザレバ。遊離スルコトナシ。」而して諸體の有する遊温は常に平均せんとするものにして。一體遊温多ケレバ。コレヲ少キ者ニ與ヘテ以テ互ニ平均ス。其少キ者ノコレヲ多キ者ニ取ルヲ導トイフ。此導ニ強弱アリ(十卷三二丁)。

温素は物體に導かられて顯現するのみならず、又物體を離れて線出することを得。其線出に當りて、「錢體ニ中タレバ反射ス」。其線出することは如何にして之を知るか。

爐ノ如キ熱體ニ近ヅケバ。明ニ温ノ線出スルヲ覺ユベシ。其温ヲ覺ユルハ。大氣ノ温ナルヲ覺ユルノミナラズ、温素自線出スルニ觸ル、者ナレバ。火ト人トノ間ニアル大氣ヲ扇ギ去ルト雖尙温ノ其處ニ來ルヲ覺ユルヲ以テコレヲ知ルベシ(十卷四、五丁)。

温素は物體に加はるときは、其氣孔内に入りて、「諸部ヲ排開シ。以テ其體ヲ擴張シ。其温缺クレバ則復縮小ス」。(十卷五丁)。一層更に「劇ク温ムレバ温素細分子ヲ離開ス。コレヲ溶解ト名ヅク」。(同上)「故ニ物ニ凝流彈ノニニ態アルハ。温素ノ主能ナリ」(十卷六丁)。

氣類は「温素ニ擴張分解セラレテ彈力アル氣狀體トナル」ものなり。例へば清氣は酸素と温素とより成り、燃氣は水素と温素とより成るの類是なり(十卷九丁)。

氣海觀瀾の越歴的兒は、廣義には略して越歴と稱し、越歴の元素即ち「エレキテリーケ、ストフ」を越素と名づけ、又其機力「エレキテレーク、カラクト」を越力とせり。支那譯には既に電氣の名稱を用ひたれども、越歴的兒の名は我邦にて久しく行はれたるを以て其の通稱に從へり。(十一卷端し書き)。

氣海觀瀾廣義の云ふ所によれば、越歴は諸物體の齊しく有するものなれども、之を有する度の變化を見るにあらざれば、越歴の發動を生ぜず。一旦發動するときは、「多キ者ハ少キ者ニ與ヘテ以テ平均ニスルニ至ル。平均トハ各體固有ノ越歴ニ復スルヲイフ」。(十一卷二二丁)。

越歴につきて更に次の如く見ゆ。

廣義に光を説けるものは大略次の如し。

光ハ太陽及ビ恒星ヨリ分カレ來ル元素ニシテ至微至細ナリ(十四卷一丁)。

光トハ。諸體ヨリ出デ。眼目ニ感動スル者ライフ(同上)。

是れ即ちニウトンの光素説に外ならず。然れども波動説につきても之を知らざりしにあらず。之を知りたれども、光素説の舊説を以て最も解し易しこ爲し、之れに憑據したりしなり(十四卷四、五丁)。

光の現象につきて更に次の如く見ゆ。

物體燃燒シテ光ヲ發スルモ。酸素ノ交結スルニ因リ。暗體酸素ヲ得テ。光體ニ變ジ。一色他色ニ變

ズル等……ハ。ミナ光素萬物ニ交リ。其固有ノ性ヲ變ズルヲ微ス。故ニ光ハ權衡スペカラズト雖自コレ一個ノ元素ニシテ、他物抱合シテ成ル者ニ非ザルヲ知ル(十四卷五丁)。

光素と溫素との關係につきては、

光ハ溫素トヨク其ノ致ヲ一ニスト雖。全ク其質ヲ異ニシ。日光ハ溫ナリト雖。光ハ溫ナルニ非ズ。高山ノ巔ハ寒甚シクシテ。盛夏不消ノ雪アル。其證ナリ。或ハ曰ク。光ト溫トハ同一物ニシラ大氣稀疎ナル處ニハ太陽ヨリ分カレ來レル溫素。唯光ノミニシテ。遠ク地上ニ來リ。濃厚ナル大氣及ビ蒸氣ニ觸レ。コレト抱合スル者ハ。溫トナリ。コレト抱合セザル者ハ。光ニ止マル。故ニ高山ノ頂ハ。光ト抱合スペキ者少キヲ以テ。平地ヨリモ光多クシテ明ナレドモ。溫少ク。地面ニ近ヅケバ。溫多ク且兼ネテ光アリト(十四卷六丁)。

と論じ、

又或ハ曰ク。光ハ太陽ヨリ分カレ來リ。界圍氣中ニテ。溫素ト抱合シ。溫素ト光ト並ビ行ケバ。溫ヲナシ。地面之ヲ反射シテ。其溫増ス。冬日ハ日光斜照シテ。反射スルコト少キヲ以テ寒シ(十四卷七丁)。

と説けり。

光は三稜鏡にて分析すれば七色となる。或は自然に虹を生す。されど「光素ハ七色ヲナスベキ者。混合スルガ如ク見ユルト雖。實ニ單一ナル者ニシテ。其動速ノ多少ト。物質厚薄ノ差トニ因テ。以テ諸種

ノ感動ヲ眼中ニ生スルノミ」。(十四卷十一丁)。其「分裂シタル兩極端ノ機能」は之を「越歴兩極ノ機ヲ異ニスルニ比シ。紅ヲ酸素極トナシ。紺ヲ水素極トナス。光ノ含密機ヲ試ミテ。物ヨク光ノ爲ニ離合スルヲ證ス」。(十四卷九丁)。

以上説き來れる如く、氣海觀瀾廣義の所説は氣海觀瀾と殆んど同一にして、多少精細を加ふるを見るなり。廣川晴軒が其新見解の土臺となせるものは、此兩書にあれども、此兩書よりも歩を進めたるものなること、固より言ふを待たざるなり。

今晴軒の所説を摘記するときは、大略次の如し。

萬物を別ちて四態と爲す。凝體、流體、氣狀體、空體是れなり。空體とは溫、光、越素、吸鐵力の類を云ふ。溫、光、越素は皆精微靈妙の質、西人之を三種別々の元素と爲せども、是れ其だ疑ひなきこと能はず、其實全く一なり。唯、其處に隨ひて名を異にするのみ。皆火の顯現に外ならず。火の火たる所以を解するに於ては、萬物悉く解し難からざるなり。火即ち溫素は宇宙物の原動力にして、物體内に入れば其體質を擴張輕虛ならしめ、稀薄の質を爲せば彈力甚だ強く十分明朗となり、所謂「エーテル」なるものゝ謂たるなり。

晴軒の此説は實に「エネルギー」一原説とも謂ふべきものなり。然れども晴軒に「エネルギー」なるもの觀念ありしにあらざることも亦多く説くの要なく、溫、光、越素は皆精微幽玄の物質にして其諸物質は同一の根元より出づと做せるものなり。余が晴軒の三元素説を説くに當りて、越素及び越歴なる兩語

の混同使用されたるより、越素は「エーテル」にして晴軒は「エーテル」と越歴とを混同したるにあらずやと考へたれども、是れ實は正當の見解にあらざりき。越歴と越素の區別は氣海觀瀾廣義に見ゆたる所によれば電氣の作用と、其作用を起す所の電氣的物質とを云へるものなり。而して其越素は溫素と同じく精微流動の質なり。故に晴軒は温、光、越素を以て同一根原より出づさせるのみならず、廣義に説く所の「エウレル」所説の「エーテル」とも亦同一なりとせるものなるべし。晴軒が此説を爲すには、廣義の書中に其準備の存すること蓋し否むべからず。

氣海觀瀾及び廣義に云ふ所の温、光、越素は何れも精微流動の質なるに於て一致せり。溫素と越素は共に萬物中に包含せられ、有無相通じて互に平均せんとする事も兩者同じ。溫素が線出するは、光素の線出と相比すべし。温、光、越素の間には斯の如き類似あるのみならず、更に一步を進めて考ふるときは、「越力ノ機法及ビ諸象ノ……未ダ詳明ナラザルコト光溫ト相同ジ」きも。

燧鏡ヲ以テ光ヲ聚ムレバ。温ヲ起シ。越歴發動シテ光ヲ生ジ。温極マリ越歴増セバ光ヲ起シ。或ハ摩擦ニ因テ。光、温、越歴ヲ發スル等ノ象ヲ併セ考フレバ。光、温、越歴ハ互ニ交通シテ其致ヲニスルコトヲ知ル（廣義十一卷）。

べきなり。其密接なる關係は廣義の作者も既に之を知悉せるなり。三者一元説を唱ふるは其間僅かに一步を隔つるのみ。此一步は即ち廣川晴軒によりて確實に想定さるゝこととなれり。此れ僅かに一步なれども、晴軒の偉大なる哲學化的頭腦に待ちて始めて之を實現することを得たるなり。晴軒の大に稱揚せ

ざるべからざるは、實に此點に在り。眞に哲學思想に富めるの賜ものなりと謂はざるべからず。

廣川晴軒が光につきて光素説即ち「ニウトン」風の學説を奉じたりしか、將た振動説を採れるかは詳かならず。三元素略説には之につきて説く所なし。されど氣海觀瀾廣義には前者を採用すれども而も後者をも併せ説きたり。次の如く見ゆ。

光ノ本態ト原因ハ。尙未詳ナラズ。ネウトン氏ハ。光素ナル者アリ。光體ヨリ流出シ。不可信ノ速力ヲ以テ、諸方ニ散佈ス。其質精微輕虛ニシテ。重力ノ法ニ從ハズトイフ。此學派ヲ流出派ト名ヅク。エウレル氏ハ。覆載ノ中ニ。精微ノ氣アリ。其重秤スペカラズ。彈力甚強ク。十分明朗ナリ。空隙ヲ填塞シ。光ノ爲ニ振動スルコト。猶ホ大氣響體ノ爲ニ振動スルガゴトシ。此動眼ニ感ジテ。「エーテル」ト名ヅク。此物ハ百方ノ天球羅列スル處ニ在ルノミナラズ。地上ノ諸體ニ滲透シテ。其以テ視機ヲ起ストイフ。此學派ヲ振動派ト名ヅク。晩年ニ至リ、此説ヲ守ル者最多ク。其本ヅク所ヲ窮メ。近年已ニ疑ヲ容レザルニ至レリ。此他或ハ温ノ作用ニ因ルトナシ。或ハ一異發光物アリトシ。諸説紛々トシテ。五十年前説ク所ノ者ニ比スルニ。更ニ詳明ヲ加フルニ至ラズ。方今所定ノ説未ダ善ヲ盡クサズト雖。頗其要領ヲ得タリ。曰ク、水素酸素相合シテ。光ノ動性ヲナシ。越歴コレガ媒トナリ。水素ハ酸素ヲ離レムト欲シ。酸素ハ却テコレト結合セムトスル際ニ方テ。光ヲ發スト（十四卷四、五丁）。

晴軒は光素説を探れると、波動説を取れると拘らず、之に基きて「エーテル」の存在を認め、温素及

び越素は此「ニーテル」と其特質を一にすと爲し、因て其一元説を立つるに資したり。斯の如くにして晴軒の思想を以て廣義の説に接し、こゝに其新説の現はれ出でたるは、些の怪しみべきあるを見ざるなり。(完)

二元素略説の著述年代に就て

徳 谷 豊 之 助

廣川晴軒翁の甥にして現小千谷郵便局長廣川利兵衛君の前々代に當る人の書ける晴軒翁の「三元素略説」の版下には、「讀氣海觀瀾廣義」の七字を墨にて消し其傍に「三元素略説」と書き改められたり、これによりて觀るも晴軒翁のエネルギー相關説が安政三年(西暦一八五六年)川本幸民の著はせる「氣海觀瀧廣義」精研の結果なるを想ふべきなり、(大正六年二月十四日廣川利兵衛君の予に宛てられし書簡による)、全宇宙を一個の統一的全體と考ふるべきは、其れに存在する所の勢用(エネルギー)の分量は不増なり不減なり、唯勢用の形式のみ變ずどすものは所謂エネルギー不減論なり(同文館發行、哲學大辭書第四冊、紀平正美)、此エネルギー不減説は、獨逸人マイニル、英人ジユール等の實驗的に確証せし所、今これを我廣川晴軒の三元素略説著述の年代と比較する時は頗る興味あるを覺ゆ、

- (一) マイエル(西暦一八一四—七八)
- (二) ジュール(西暦一八一八—一八八九) (文化十一年—明治十一年)

(三) 廣川晴軒(西暦一八〇三—一八八四) (享和三年—明治十七年)

- (一) マイエルのエネルギー不減發表は 西暦一八四二(天保十三年)
- (二) ジュールのエネルギー不減説發表は 西暦一八四三(天保十四年)

(三) 廣川晴軒の三元素略説著述は 西暦一八六〇(萬延元年)

右によりて是れを觀るに、廣川晴軒のエネルギー不減論はマイエルの説に後ること凡う十九年、ジユールの説に後ること凡う十八年にして發表せられしものなれば、人或は彼の説の畢竟するに西人の糟粕を嘗むるものに非ること事なきや否やを疑ふものは是れなしと云ふべからず、然れども三上義夫氏の既に説明せられしが如く、西洋のエネルギー相關説は實驗的研究の結果にして、廣川晴軒のエネルギー相關説は寧ろ支那哲學に西洋思想を加味し主として思辨的に構成せられしものなりとすれば、如上の疑問の如きは自ら釋然として氷解するものあらんか、(哲學雜誌第三百四十四號、三上義夫述廣川晴軒の三元素説を參照すべし)。

三上義夫氏書簡

拜啓御懸書頂戴難有拜讀仕候、未だ拜眉の榮を得ず候へ供益々御清康奉賀上候、拙著哲學雜誌所載論文御主宰の魚沼文庫に於て御反刻御配布相成度旨御申聞被成下委細承知仕候、研究不充分にて御耻かしき次第に候へ供御役に立ち候はゞ如何様にも被成下度候、

御地には廣川晴軒先生の如き偉人を出だし又和算家佐藤雪山先生の郷國として常に敬意を表し居り候
一昨年は學士院より和算史材料調査の爲め出張仕候事有之候尙和算家並びに關係の事項につきては及ぶ
限り資料を集め調査の歩を進め度心願に有之候間、御心當り候事も候はゞ御報願上度候、貴文庫に於て
も御地方の過去現在の研究資料蒐集を目的と致され候趣至極同感に存候、何卒充分に御發展有之候事を
深く相望み申候、先は右御回答のみ得貴意候 草々

二月十五日

徳 谷 槟 侍 史

三 上 義 夫

山本比呂伎翁詠章の中に

春 の 部

新 年 川

新年をみほくけふさへ休みなく流るゝ水を神かけて汲む

春 晴

舞鶴の羽越しに富士の雪はれて日かけのとけき春風ろ吹く

看 梅 有 感

物はみな惟神かも世の中をまつ咲く梅にたくひてう見る

櫻

錫女おけあな面白ともろ神のはゝ恵む色に咲くさくらかも

社 頭 藤

紫の注連のよろしも川合の神さふる杉にかこふ藤波

社 頭 晚 春

赤根さし神倉山にみい豆たちいめの社の花のあけほの

春 晚

山鳩の雨呼ぶ聲も聞ゆつゝ霞に暮るゝ遠方の村里

暮 春 山

風かをる花のふきの跡とへば青峯かたけに歸るしら雲

春 春 宵

ほから／＼月と花との中空に友よひかはし歸る雁金

折にふれて

さうはぬになびく柳のかけ見れば人の心に春風やふく

かくはかり匂も高き梅の花いかに見ゆどや神の植けむ

今もかも昔のまゝのかけ橋に霞にわたるうくひすの聲

梅 駒

うら／＼とかすむ繩手の若草につなかぬ駒も放れさりけり

春 雨 駒

折かすみうれともわかすふる雨に木の芽も春のめみしこそしれ

社頭卯花

卯の花の咲き初めしよりいなのめのはやも明けゆく伊米の神垣

梅

足引の山路の梅やさきぬらむ谷間／＼にうくひすのなく

全

梅の花香こう心にしみづらめ夢にわけ入る月ヶ瀬の里

蕨

うら／＼と春日にもゆる早蕨を折りとる人もあらぬ御代かな

夏の部

蓮池月

風わたらる池の蓮の露ぢりて玉ゆらくなり夕月のかげ

竹

雪にふし風に靡けとなま竹は世のうき節に撓まさりけり

寄竹親子の道

親の根に涼しき露をちきしくはその若竹のかけにはありける

風 竹

風吹けばぬなともよらの音すなり枝さしかはす御園生の竹

若 竹

さくぬたに涼しきものをさよふけて月の宿れる露の若竹

全

打からむ垣生の竹のしけりあひて世のちりへたつ風の涼しさ

秋 の 部

冰 川 秋 晴

村雲のたち見ぬくて山川の風に音づれ晴れにし秋を

待 月

駒かたけ横さる雲を鞍にしきいまや昇るか月弓男

天津日の光りつき／＼今もかも神代へたてぬもちの夜の月

名 所 紅 葉

いくうたひ霜や重ねん三輪の山御うらに高く匂ふ紅葉

旅 雁 連 雲

暮てなほ宿かわかねと一連にくもにとわたる木曾のかけはし

田 家 秋 奥

鎌のかけ早もかさすか夕月のはのめく田面雁啼わたる

水 上 菊

水の上に浮へるきくは萬代に香を敷島の花とこそみり

紅 葉

異國にたくひあらしの山紅葉如何なる霜のおけはなるらむ

菊

後るゝもほこらぬ色に咲き匂ふきくは御國の花にうりけてる

冬 の 部

流 水 浸 雲 根

みよし野の青峰かたけに立雲は流るゝ水のしくれなりけり

丁酉歲暮(七十一)

古しへに稀なるどしの神の幸ち御典見る眼もかすまさりけり

雪 中 竹

諸草はなへて下ふす雪の中におきかへるふしを竹にころみめ

全

村雀ねくらに迷ふ聲すなり竹も下ふす雪の夕へは

雪 中 松

降る雪をかむりとなして老松のこゝろ高くも春や待つらむ

落 葉

花ならばあとに若葉もあるへきをあらし残して散る紅葉かな

庭 の 雪

破れかきの隔もわかすふる雪に拂はぬ庭も塵なかりけり

歳 暮

息りを顧みすれば今更に暮れゆく年の惜まれるする

少

去歲の今日思ひかこちて誓ひしに今年もけふどなけきねるかな

雜 の 部

松 島 に て

松島や鹽も叶ひぬいまはとて月にうかへる海士の船うた

田 家 煙

遠方こちの里は販きはふ夕烟に御代の惠の深きをうしる

湖 上 松

伊吹降し志賀の浦波立ちさわぎ矢走勢にいそく海士の釣舟

倫理の歌の中

天津日の恵をしらは皇御孫に盡せ益人惟神の道

全

まめやかに祖のこゝろを繼ぐ人はよろの見るめも嬉しかりけり

全

祖々のこゝろを繼したのしさにまされるものはなき世なりけり

日本魂考てふ文のとしめに

瓊矛の道は一すしらやすく往來ふ人の省みなくて

彌彦の御社に詣て

神さぶるいや彦の森は常にかもきよなれぬ鳥の人馴れて啼く

彌 彦 山

三越路をまろてに負て西伯利野の風を背にきる御剣の山

全

國中に眞秀彌高彌彦の山をし見れば朝いめたちいつ

富 士 山

雲霧をこゝろにわけてとり見ようらあもてなき富士の神山

全

この花の咲くや千年に降り積みて神代ながらの富士の白雪

全

天地と共にぶりにし富士の峰の雪や神代の色を積むらむ

雨 中 別

歸る鴈の聲もしぬりて雨寒むし花や後れむ越のむらさと

湯 殿 山

巖秀もる湯殿か御嶽のいふきより御代うらやすの春や立つらん

戯れて人に答ける

老ぬれと鷺を射とりて征矢にはき龍に跨かり獅子も狩らなむ

狹長田神の著書のとしめに

千代經ともかはらぬ露のたのみある伊勢の五十鈴の狹長田の秋

古稀の年の暮に

かしらのみ變りもゆくかしら雪の年も越路にふり積りづゝ

寄 海 祝

掉かちをほさすみつけと海原を四方にめくらす日の大本の國

鶏

磐屋戸の神の調への御神樂に聲あはしてそ名には立ちけむ

洋學に心醉しける人に

あしかにの横はふ文字をすく面に溢柿ひとつ打つけて見む

旭日坂の眺望

駒か嶽月よみ男立とる雲を手綱に雪を御鞍に

七十七の年に

喜しきは病むこともなく世の中を神にまかする身ころ安すけれ

全

七十路に七つ重ねて年波の立ちころよすれ和歌の浦風

折にふれて

尿つゝ道を穢してゆく牛のしりへ鞭打つ人もあらぬか

佐藤醒庵君の三周忌に

思ひきやはやみめくりとなりぬるか君と語らふ夢醒ぬまに

戯に日本魂原稿の果ぬるあした自畫の松に

大空に今嘯ふくと松の書のいつたつ筆や雲を巻くらむ

少女歌かるた遊に

習ふよりなるとは早し少女子かかへすかるたの數や幾ひら

松上鶴

田子の浦にみそきし鶴や松の上を朝日待つまの宿となすらむ

全

常磐なる松を千年の宿としてこゝろたかくも鶴や住むらむ

杜鵑

みちのくの末の松山すゑかけて初音高くも啼くほどよきす

征清戦死者者建碑祭

諸人のこゝろにきさむ石碑はくちせぬいさをあれはなりけり

神典國造の祭を読みて

御心を瓊矛に籠めて造らし日本しまねはくにの祖國

延喜式内川合神社建碑石櫻みかけなりければ
香にたかき櫻みかけの堅石によろづ代こめて彫はむものを

祖先の百年祭に

百年のむかしの春や白梅のおなしかをりの花のやとかな

亡男の七回忌に庭前彼手植の梅咲きければ
手うゑせし一本梅のさきにけり今日や歸ると君待ちかねつ

錦

柳葉にかくるかゝみ千早振神のみいつのうづるかしこき

征露戰役折にふれて

前といはゝ山も抜きとりバイカルコ船はなくとも徒步わたりせよ
八十年の歌の中

年のみは八十の衝に老立も道しるへせむすへしらなくに

伊米社の石碑に

高倉下神の伊米路のみつるさは石と凝り立つ御代の例しに

晴天鶴

豊かなる國の姿を大空の羽風にあけてあらふたつかな

男善次郎の從軍を送りて

手にはつゝ腰に焼太刀千早振神の戰さそあら推せく

寄櫻日本魂

足引のおのかまゝなる山櫻いろかへもせて風そしくかも

大日本魂考著書のとしめて

つらなれるみすふる玉の御光をうけて生れし日本益良夫

遙 拜 式

榦葉にかけし鏡は魂幸ふ神代の道や照らすなるらむ

孟母断機の圖に

断機のこゝろの綾は世の中の人の教の錦ならまし

日本海々戦の祈りに

神の守る海路を仇や白波の寄せてつくしの名をたかめつゝ

旭 日

かきろひのかけさみいかに天地も一つ赤根の色と明けゆく

詠 史

小 松 内 府

我家のたる木とならて内日さす小松は瑞の大宮柱

楠 公

世を海のかちどるのは君をおきて誰とかはせん天の磐舟

今

あめかさす笠置の山に大君の御夢うらわふ楠か一本

名 和 公

遙早に船上山に引繩を神も手なうちからうへけむ

兒 島 公

唐歌を日本櫻に匂はせて人のこゝろを春になしけむ

西 郷 隆 盛

大君の御ためあもへば梓弓引きはかへさしあたと呼ふとも

北 畠 公

刈薦の亂れ果たる世の中にふみあらはせしみちのあくより

輝虎公米山年機

吹き降す風の手かはる伊禰山の虎のいひきどしはし聞く間に

新羅三郎足柄山傳笙の圖に

足柄や高峯の雲も行き惱むいはねにむせふ松風の音

神南誠敬翁事蹟考

小林長五郎編

翁姓は神南名は光雄又應孝後ち興應（よしまさ）と改む通稱を佐兵衛といひ誠敬と號し或は敬中と稱す。翁の鄉貫は今明確なる記錄なしと雖ども世の傳ふる所に依れば古志郡中野俣の產にして嘗て鄉人某の爲めに訴狀を書き偶々代官の忌諱に觸れ處拂となり親戚長岡神田、瀬下某に寄寓せしも久しく留まる事を得す更に瀬下氏の紹介により小千谷に來り齋藤源六氏に寄りて以て小千谷の人となれりといふ今猶は子孫連綿として絶らず口碑に曰く嘗て支那より我朝に屏風を献せし事あり而して其書中頗る難解の箇所あり依て普く士を天下に慕りて之が講讀をなさしむ翁是を聞き即ち之に應じ天顔に咫尺し奉りて之を誦讀する事流るゝが如かりしが果して然るや今知るに由なし誠敬神社神躰（翁を中央より兩分せるもの）の包紙に曰く

此笏の儀は天明三年六月都へ登り候て禁裏様御所へ參向仕御見ひ仰出され候節御裝束並笏不殘頂戴致候外に大臣百官百士様方より數十紙御染筆御神號或は詩歌數紙給はり□□國へ歸りての日首途の祝ひ土產とてよろこびけり尤も其節京都吉田殿へ學頭に相成候故此時無據右の笏を二ッ割に仕り右半分は吉田殿に置候今此半分は末代の重寶として神南誠敬大明神（天明八年六月五日行年六十五歳にて死去）に相傳り並に御真筆の神像は此宮中へ張付奉納候者也

右此譯は誠敬翁の系圖書□體に古書にも委しく見聞せり事今是に書記す德永去民此度改め記す

注意 以後は關係文書を引きたる時は後日の研究に資する爲め成可全文を擧ぐ

とあり此の記事の昇殿を許されたるを屏風云々に文字にて附帶して誤傳せるにはあらざるか而して翁の

京都登りを天明三年六月と記すれども山田以文の送神南翁還北越序に曰く

越神南翁性木彥恭儉以道爲任非世之沿々之徒而翁初信佛理從某僧受佛說尊信不倦且旁詠和歌世人稱其美矣而至中年知佛理之非悉捨其所學而潛心於我神道於是負笈來京都從張先生讀神典奉々服膺今也研究功成將歸鄉先生有東矣之歎嘗翁之言曰我越知神道者鮮矣於是發憤而不遠千里從先生欲精覈其說廣吾道精義耳夫如翁者非求譽者又非自爲者誠以爲天下後世立教爲已任焉嗚呼以翁之學教越土之民則千載之美可坐而致也以文所以望君之者是耳將別爲序翁之行事之大畧贈之而其如神道之說則賀伯麟述之云

天明（附記三年に當る）癸卯歲孟夏

田以文輔卿拜撰 □ □

表 裝 表 書

大納言様の御内田以文輔卿御書天明癸卯孟夏神南翁皇都へ參□時見□□（今此の原本德永氏所藏）

とあるに徴すれば僅々一二ヶ月の留學を以て斯る語を爲すべきにあらずや况や天明三年五月八日附の翁の師松岡渾成の口授の筆記あるを思へば其の京都上りは天明三年六月にあらざる事を知らん然らば翁の京都留學は何時なりしか北魚沼郡志に依れば

前略遺書十數種あれども皆吉田家の學頭松岡雄淵（渾成翁と號す）の口授する所を筆記したるものにし

て自家の著書にあらず云々皆明和元年より天明六年迄二十三年間の筆記に係れり
とありこは二十三年間絶ゆ京都に在りて筆記を繼續したる意味にはあらざるべき即ち神南翁自筆奥の
秋風なる紀行文に依れば明和九年秋七月會津若松へ「あがたの長なる人にもなはれ云々」とあり公用を
以て旅行せる由を記せるを見れば當時は正しく小千谷にありし事明かにして尙ほ立證すべき史料に乏し
からず今茲に略す

されば翁は京都へは數回に遊學せられたりと考ふる方穩當なるべし而して天明三年は誠敬翁の六十才の
時なり京都の友人知既等は翁の再び来る事能はざるべきを思ひ即ち山田以文の如き深く其袂別を惜み爲
めに彼の文を草したものなるべし
而して誠敬翁は當時非常の決心を以て京都に出てられあらゆる困難と鬪はれたる事は當時の書簡に依り
て想像せらる

長岡長井源城 ご申仁歸國致候由大付屋又兵衛殿より昨日爲御知被下候に付一筆啓上仕候盛寒に相成候
へども御貴館増御勇健に被遊御座珍重至極に奉存候次此表下拙無事に相勤罷在申候乍慮外易被思召可
被下置候

一月廻に向何方も口引方相始り候義御座候當暮之御差縁如何とも是のみ案事暮し候得共百里餘之所可
承様も無之國に罷在候而御相談相手にも可成候處無其儀別而御案事申候

惣而世の中はさかりとおどろへと有事定りたる義に御座候間何様の義有之候とも少もおぞろく道理は
工門様へも可然奉願候早々恐惶謹言

十二月十八日 認

平澤市兵衛様

神南佐兵衛

誠敬翁は天明三年夏小千谷へ歸りて後六年天明八年六月五日を以て歿せる時歳六十五然れども正專寺過
去帳に依れば左の如し

德宗誠敬學士(六月五日)神南佐兵衛(隱居誠敬事)年六十三右存生の砌寶譽(正專寺住職の名)へ遺言葬
式寺法の通り事済み葬り場所は下町山王の上に持畠一ヶ所有之其所へ葬り弟子共打寄り神道取行へ度
願是は一代吉田へ出て神道孝心に付其義不成後例様一札取置き用捨す

石塔の名神南誠敬應靈葬式於本堂如常例迎僧寶珠庵小僧兩人遣す

即ち六十三歳とあれども前掲誠敬神社御神体包紙にも行年六十五歳とあり郡志にも然記せるのみならず
更に翁は享保九年五月五日に誕生せりとあるを見れば郡志編纂當時には明確なる記録の存したるや必せ
り故に今六十五歳説に從ふ

而して翁の歿するや法に從ひ一度正專寺へ遺骸を持ち來り形の如く佛式を以て葬儀を行ひ後ち門人等によりて神葬せられたる事正專寺過去帳の記事に依りて明かなり

今天竺に存する翁の墓碑には「誠敬翁之墓」と記せり其の傍に小さき石の神祠ありて翁の神靈を祀る而して鄉黨に翁の學徳を慕ひ次第に崇敬する者多く遂に山本比呂伎翁の如きは其神祠に近き持畠十六坪を寄附し別に私財を以て神殿を造營し其祭祀を盛大にせらる。今の神南社是なり扁額に神奈備社と記されたるは深き意の存する所あらんか

後明治十年十一月翁の後裔神南佐兵衛外三名連署して新潟縣に對し神祠御据置願なるものを提出し翌十一年四月十八日附を以て

新潟縣令永山盛輝代理 新潟縣大書記官 河 内 直 方 □

の名を以て「書面の趣聞届候事」なる許可書を得たり

神南翁の閱歷は郡志に示せる如く誠に證明すべきものなしと雖も前掲山田以文の説によれば

翁初信佛理從某僧受佛說尊信不倦

某僧とは誰なるか又其佛說を學びて僧侶を職とせられざりしか共に今知るに由なし而して後ち翻然悟る所ありて京師に出て吉田家につきて神道を學びたる事亦山田以文の記する所なり即ち

至中年和佛理之非悉捨其所學而潛心於我神道於是負笈來京都從張先生讀神典奉々服膺

山田以文は京都の國學者にて吉田家の侍士なり天明三年には二十五才にて誠敬翁は彼より多きこと三十

五才の先輩なれども共に吉田家にありて其の學頭松岡渾成に學びたるものなるべく而して誠敬翁の筆記になれる翁の大事の奥書に依れば尾張雄淵とあり雄淵は渾成の名にして尾張の人なるが故に其の國名を記して氏に代へたるものなるべく以文の所謂張先生といふは同筆法にて渾成を指せるにはあらざるか兎に角誠敬翁の神道學習の師は其筆記に依りて松岡渾成なること疑ふべからず

而して誠敬翁の神道流派を研究せんと欲せば松岡渾成の傳を窺ふを最も輕捷とす

松岡渾成は初め儒學を若林強齋に受け玉木葦齋に從ひて神道を學び神道學則を著して葦齋の怒に觸れ遂に其門を絶たる後ち吉田家の侍讀となるに及び臺閣公卿の學を請ふもの頗る多かりしと之を以て見れば誠敬翁の殿上人に交を結ぶる事も亦推知するに難からず而して玉木葦齋は神學を山崎闇齋に學ぶ故に葦齋は垂加流の神道を松岡渾成に傳へ渾成又之を誠敬翁に傳へたり

抑神道は上古に惟神之道より眞言佛教の兩部神道となり更にト部兼俱によりて唯一神道即ち吉田流の神道となり再轉して儒教を加味したる垂加流の神道となれり

而して松岡渾成は垂加流の神道を如何なる程度まで増減したりしが今吾人の知る所にあらずと雖も吉田家に仕へたるを見れば唯一神道とは甚しき軒輊あるものにあらざりしや知るべきのみ

而して誠敬翁は松岡渾成の門下にありて最も頭角を顯したる四人中の一人たる事は左の書簡によりて知らる

一筆啓上仕候寒氣之節に向候得共御家門御捕御勇健可被遊御座恐悅奉存候次此地下拙義無事に勤學罷

在候先達而小倉氏歸國の節書狀差上候處相届可申奉存候其節申上候通神道段々傳授當月に入候而一流的許可相濟候上に御許狀迄被下候此方御門人の五十五ヶ國に有之大勢の中に而許狀迄相濟候者三人私共に四人に御座候由左候得ば多年の願望成就仕候與申ものひとへに貴公様御助成の御かけ故と恭奉存候相傳の分は來春迄に無残所相仕廻候義に御座候然れば許狀四人の内の一人に相成候而何方へ參候而も差支る事なく打はれたる事に御座候

乍慮外御悅可被下置候來春歸國の上緩々申上度奉存候右許可許狀相受候披麟京都門人中十人計相招さつとした振舞に而相濟し申候學もんも金次第にてこまり入申候乍慮外御母上様御内上殿宜奉願上候一先書に相願上候金子の義爲御登不被下候而是歸國路金の當て無之相待罷在候爲御登被下次第に此元出立歸國仕度心掛罷在候何分奉願上候萬事筆に難盡候恐惶謹言

十一月十四日

神南佐兵衛

平澤市兵衛様

更に其の記する所に依れば來春迄には相傳の分も悉く傳授し吉田流に於ける天下第一の人となるべき豫定なる事を申送れるを見れば其の目的をも達したる事推知すべきなり

而して松岡渾成は神南翁の歸國の後僅々六ヶ月即ち天明三年十一月を以て歿したれば渾成翁の精神は全く京地より我小千谷へ移りたりといふべきなり只此地僻険にして翁の名多く世に知られざるは深く遺憾とする所なり

今翁の手記になれる神道に関する書目を舉ぐれば左の如し

新編辨一冊中臣祓題號秘說一冊生死秘訣一冊神代卷譜傳四冊神祇道口傳集一冊神代紀精一冊神代卷精三冊神代講義四冊翁の大業並唯授一人傳一冊十種神寶傳一冊神籬磐境並外論一冊神人生死の傳一冊等にして未發見のもの猶は多きが如し

而して其の和歌に至りては京都遊學前に於て既に秀てたるものありし事は山田以文の言ふ所なり然らば此の地にありて何人につきて和歌を學びたりしか翁の平澤佐次左工門利喬の死を弔ひたる歌に

平澤利喬の主は大和歌をこのみ給ひてろのかみ飛鳥井通躬卿の教をうけ此の道の正風を得たまひとしころの詠歌に秀逸いと多かりきよはひ八うちにあまりてなん身まかり給ひける予もいとむつましかりければ今はのわかれせちにかなしくあはう侍りて一首のやまとうたをよみてなきたまにさうけ侍りぬ

神南應孝

今よりは誰にとはまし君まさてふみたるてふしきしまの道

追善

西に行くものとしきはこれやこのうらにむかひの雲のはたころ

君まさて今より誰にとはましといへるを見れば指導を受けたる様なれども其はしがきによれば予もいと睦ましければとあれは友人の意にして又詠歌に秀逸いと多からきといへるに至りては批評的の立場にある事何人も首肯し得る所にして師弟の關係全然なきものたるべしされば今全く之を知るに由なし

翁の京都遊學中に於て神道研究と共に國文學を研鑽せる事は言をまだす今翁の筆記になれるものとして
は和歌筒守（神道書とも見らる）伊勢物語源氏物語の秘訣假名遣秘書等あり又著作になれるものは東西相
摸の品定奥の秋風袖の時雨俳諧難波のあし有明橋の記等現在す若一度之を繙かば其の行文の流麗溫雅に
して蘊蓄の深き世の沿々たる文士のよく企て及ぶ所にあらず只惜むらくは其の多く世に傳らざるを而し
て翁は又測量術に特技を有し明和七年小千谷村地方分間繪圖を描きたり今西脇修太郎氏の傳ふる所誠に
其の一にして當時小千谷村が斯る村地圖を有したるは大に名譽とする所にして又翁の功績を後世に談す
るものといふべく翁は我小千谷にありて平澤家と深き關係ありし事は前に擧げたる平澤市兵衛氏に宛た
る文書にても知る事を得べく又全家七代の主平澤最門氏の死を痛みたる弔歌に

平澤最門の主は（附記す明和八年なり）むづき九日の日になんみまかり給ふ年頃したしく
おほし給ひて夜ひるなれむつび侍り親の如くにあはれみ給へば子の様になんしたひ侍り
ける其上世にいまとかりける時にみちのおくにまうで武藏の國に遊び給ふ年ごとに暫く
もかたわらをはなち給はざりけり

か身代りれば自分のなげきことひどよりいとまさりたるしかあれど亡き人も伴ひ行き給ふ
事能はず又具していに難くなんありければあしすりをしこゑを上げてなく

なかむればかたみの煙うれだにも消えて残らぬあたしのゝ空

十一

上尊靈前

之を以て見れば神南翁が如何に平澤家と親しかりしか知るべきなり今の市兵衛氏の云々所に依れば神南翁の留學には少からず我家より援助したる由聞き傳へ居れりと屢談せらるゝ所にして前に掲げたる翁の同家へ宛てたる書柬にても知らる又翁の眞蹟にして小千谷村に關する人別書上帳村明細書上帳等の現存するを見れば庄屋所の文筆に任したる事も明かにして時には公務の爲め會津若松へ庄屋と共に旅行せる事等もありしが如し而して前に記したる照專寺過去帳の記事に依れば少からざる門弟子のありし事も想像せられ更に左の事實の如きは注目に價するものにはあらざるか

丁酉冬

右の大樂山とは今の稗生村法榮寺の山號にして宇治三寶院の末寺なり即ち維新前兩部神道に屬する山伏の寺なり

神南隼勝とは何人なるか神南氏を稱するものは殆ど此の地方には誠敬翁の系統の外聞かざる所なり而して隼勝と名を負ひたるものは魚沼神社家歷代中五十嵐大炊隼勝なる人あれども勿論氏の異なるに依りて紛ふべき所なし

而して誠敬翁の子孫中斯る帖を書くが如き人物のありし事を聞かず殊に丁酉の年を翁の一代中に之を求むる時は實に安永六年の干支に相當し翁の五十四歳の時なり

尙ほ翁の時代に於て隼勝と稱せるは嘗て小林清六氏所藏なりし小さき折本の古き歌集あり其作者名に利喬あり隼勝あり即ち利喬は神南翁の弔歌にて明なり然らば此の折本の隼勝は神南にはあらざいか若し等の所説を是なりとせば神南翁は兩部神道に屬する大樂山權現堂の社司になりたりし事を認めざるべからず今茲に記して更に後證を待つ

附 記

五十嵐大炊隼勝大人は元文三年に神職を譲れり此の事を以て歿せりとせば其年は神南翁は十五歳にして利喬翁(假りに八十歳にて死去せりと見て)は四五六の時に當れば大炊隼勝大人と利喬翁とは歌友達なりしやも知るべからず今小林氏の折本を神南翁の親筆に照合する事を得ざると共に翁の楷書の真蹟の傳はらざるは深く遺憾とする所なり

是を要するに翁は當時我小千谷に於て一切の文事に關係せりといふべく隨て一般に推重せられし事亦疑ふを要せず且つ此の時代に於て斯る學者を有したりしは吾人の深く名譽とする所なり

余茲に擲筆するに當り史料に徵すべきものなきの故を以て或は推定し或は憶斷して以て終始せざるを得ざるは甚だ遺憾とする所にして他日大に訂正を要するもの多かるべき事を信す

大正六年三月七日稿成る

小千谷町誌古文書目録

四十八

緒言

我國維新以來盛に歐米の科學を輸入せりと雖ども又常に國史の研究に力を注ぎ大に我國風の尊重すべきを鼓吹し以て國民性の陶冶に勉めたり偶々日清日露の二大戰役に當り彼の如き大敵に對峙し常に我軍の勝利を博するを見るに及び我光輝ある國史の深く國民を訓化し其の鼓舞激励するに力ありし事愈々明白に一般の認むる所となれり

茲に於て國史を闡明して國民精神の基礎を培養せんとするの傾向益盛なると共に溫古の風尚一時に勃興し社會各般の事物に對し沿革を研究するの風愈盛なり而して吾人亦其の思潮に觸れ近時同志と相謀り溫古會なるものを組織し小千谷町誌研究に從事するに際し町内舊家並に尙古家に請ひ所藏古文書の借覽を求めるに幸諸彦の容るゝ所となり其の集むる所積んで數百種に及べり茲に於て研究の第一着手として其の目錄を編纂し之を印刷に附し以て會員に頒たんど欲するも微力其の意を果す能はず偶々德谷校長之を聞き其の小千谷中學に於て企畫しつゝある魚沼郡誌編纂事業に關係を有するを以て該業に對し寄附せられたる篤志家の資金の一部を以て之を印刷に附せん事を勧誘せらる即ち勇躍之に應じ茲に本書を上梓するに至れり編纂の趣意及び印刷の次第如件

小千谷尋常小學校內溫古會事務所に於て

大正六年三月

小林長五郎識

四〇、小溫古會保管古文書總目錄

一、保管金御下賜願	一綴	五智院所藏
二、秀吉朱印石田治部宛書狀	一通	全
三、天和三年田畠帳寫	十一冊	全
四、五智院御朱印寫	一通	全
五、壬辰年時代文記	一通	全
六、慶長十四年五智院檢地帳	一冊	全
七、寶曆六年新田檢地帳寫	一冊	全
八、魚沼三郡誌徵考書	三冊	北魚沼郡所藏
九、北越雜記抄錄	一冊	全
一〇、縮布沿革調書	一冊	全
一一、會津舊事記雜考	七冊	全
一二、小千谷町會各員より建議案	一綴	全

本書は七冊丈けにて其前後を欠けるも之亦本郡誌

四十九

- 二四、小千谷町沿革 一綴 全 上
 二五、獨覽聞書 一冊 岡元又五郎氏所藏
 二六、小千谷村大庄屋秘事拔書 一冊 山本善次郎氏所藏
 右は徳川時代魚沼郡政の一般を窺ふに極めて便利なるものにて又小千谷町誌編纂には重要な参考書なり
- 二七、御役儀御感狀寫 一冊 全 上
 二八、御國糸買替並に小入用帳 十五綴 全 上
 二九、御國糸並に地下貯糸扣 十一綴 全 上
 三〇、長岡御用留 一冊 全 上
 三一、文化八年社蒼典利金調達願書扣 一通 全 上
 三二、御調達金一件諸書 一冊 全 上
 三三、天保十三年大橋御普請諸書物一袋 全 上
 三四、享和三年御用方日記 一冊 全 上
 三五、文化四年御用留書帳 一冊 全 上
 三六、文政年度御用留日記 一冊 全 上
 三七、天保年度御用留日記 一冊 全 上
 三八、天保九年御用留 一冊 全 上
 三九、弘化嘉永年度御用留日記 三冊 全 上
 四〇、安政年度御用留日記 三冊 全 上
 四一、野口大人祭祀料募集帳之序 一通 全 上
 前記三十四より四十に至る七種の御用留及全日記は當時民政の委曲を知るに餘蘊なく又小千谷に於ける日々の出来事等目前に見るが如く詳細を盡して記されたるものなれば極めて重要な史料なり
- 四二、諸公用記録 一冊 西脇濟三郎氏所藏
 四三、文化五年御職留 一冊 全 上
 四四、文化六年御用控 一冊 全 上
 四五、明和六年より御用留 一冊 全 上
 四六、寛政六年御用留 一冊 全 上
 四七、御國糸御用留 一冊 全 上
 四八、神南翁親筆歌道筒守 一冊 清水薦吉氏所藏
 四九、全雜記及往復文書 一冊 神南神社所藏
 五一、小千谷町古事雜記 一冊 齋藤恒藏氏所藏
 右は西脇家諸公用記録等より抄錄せるものゝ多きが如し
- 五一、小千谷村延享二年宗門帳 一冊 富田源治氏所藏

- 五二、小千谷村假名風土記書上帳 一冊
 五三、往古日記 一冊
 五四、越後名寄 二冊 西脇修太郎氏所藏
 右は今稀に見るの書にして本郡に關する部分亦少からず
- 五五、小千谷町誌關係文書 一包 全 上
 五六、小千谷町沿革史 五綴 平澤勘吉氏所藏
 一右は平澤氏嘗て町誌編纂に志したる際各方面に涉り諸記録を整理し筆寫せられたるものなり
- 五七、船岡僧正遺物目録 一通 石山快秀氏所藏
 五八、天保年度御修物目録之外別 一冊 野口修次氏所藏
 五九、御國糸並地下貯糸御藏証証文扣 全 上
 六〇、圍米取調帳入袋 一ヶ 全 上
 六一、窮民救助及安米賣渡扣 十九綴 全 上
 六二、寺方社家御尋に付書上帳寫 一冊 小林長五郎氏所藏
 六三、佐藤雪山事蹟調査書 一綴 全 上
 六四、廣川魯事蹟調査書 一綴 全 上
 六五、新編會津風土記(越後之部) 二冊 小千谷尋常小學校所藏
 六六、北魚沼郡誌 二冊 全 上
 上
 宽永十六年堀家吊状返禮書狀 一通
 全九年土川塙生面見立新田檢地入書 一通
 正保四年書上狀 一通
 一天保二年小千谷村中町東二家名請檢地控 一通
 一魚沼郡大肝煎一同上物目錄扣 一通
 一高田村調查に關する往復文書 一通

- 一 圓糲に關する文書寫

一 明治十七年書上小千谷町沿革

一 岡登次郎兵衛君の事蹟

一 齋藤九一郎氏入澤廣重に報告せる七品運上縮布米穀に關する文書

一 延喜式雜抄及商布考（全部縮布に關するもの）

一 慶安五年小千谷組各村高帳（當時御役家四十七軒）

一 全年魚沼郡各組白布端數帳

一 全年魚沼郡組々里漆御運上御取立帳控

一 全二年小千谷橋場より榎崎迄道普請割帳寫

一 全元年御鷹餌犬七疋の代銀割

一 全三年所々川船長岡迄下米運賃相定之覺

一 全四年船極印指上ヶ證文ノ寫

一 全五年魚沼郡中川境證文寫

一 全六年魚沼郡御米御下御用船々頭水主取締請書

一 全六年武士商人荷駄貢之覺

一 全七年鳥類江戸輸出改めの事

一 承應三年薤、疊、山竹、よし、かや、なは、わら値段人足を標準としたる覺書

一 全年小千谷川端御番所一年間入用覺

一 明暦三年小千谷小出間船運賃に關する願書

○八魚沼郡誌徵考書 二

一 元祿八年中林新田江堰普請人足課出書

一 元和三年大工鍛冶木挽水役取立帳

一 蟻漆沿革

一 高田御領山里蟻役人の事

一 七品運上（小千谷民政局申渡もあり）

一 縮惣幅たけ等の記事

一 明和年度縮布訴訟拔書（縮幅丈ヶ價格等）

一 小千谷より江戸に至る御用荷物差達及運賃の事

一 吉谷村延寶八年檢地帳寫

一 明治三年民政局布告三役給米の事

一 寛政五年三月郡中一統被仰渡書の覺（原本東徳右工門）

一 天和二年御檢地條目寫（原本東徳右工門）

一 寛永八年切支丹宗門に關する受書（全上）

一 明暦二年船役及船手形の事

一 全年下り船小千谷村於御番所に可相改覺

一 全年駄賃銀余荷銀出方免除願書

一 全年小栗田原鶴とり解禁につき小栗五郎左工門書狀

一 高田領御檢地帳寄並組々支配譯書（原本星野惣左工門）

一 御預所舊記書抜

一 實曆五年魚沼郡檢地の際從公儀の村觸地下諸出入諸費分擔に關する指令

一 入會山及召人護送費分擔に關する指令

一 庄屋上納金引負たる時の處分指令

一 御口留番給に關する指令

一 改宗離且他宗非儀に關する處分指令

一 陸奥南山御預所窮民貸附金年賦の事（小千谷町誌南山塗方關係）

一 越後御預所御廻米分金納預の事

一 魚沼郡山里蟻木役の覺

一 七品運上取立定法及請負の事

○八魚沼郡誌徵考書

一 郡中御蟻納高

一 古城跋

一 當代城地の部（高田城の部）

○九北越雜記抄錄

一 日本國號の大意（國郡分屬、越後領主租調）

一 國司の部

一 郡の部（堀丹後守領地の部）

- 一 賴朝知行地
 一 長尾家領地
 一 鳥坂城主の事
 一 長尾氏系譜
 一 上杉憲政系譜
 一 魚沼郡寺院(五智院の部)
 一 通用金銀の事
 一 市の事
 一 國産の事
 一 地震の事
 一 脱高船の事
 ○二五 獨覽聞書
 (一) 小千谷村を町と唱するに至りし事
 (二) 小千谷町の起原及領主の事
 (三) 御陣屋敷の事
 附檢地に關する事
 (四) 御蟻點所敷の事
 附全所に關する事
 (五) 口留御番所の事
 (六) 大門與兵衛の履歷に關する事
 (七) 御番所役人及白髮水の事
 (八) 郷藏敷の事
 (九) 御高札場守役の事
 (一〇) 中町苗字の事
 (一一) 鮎役永の事
 (一二) 川役永の事
 (一三) 牟屋の事
 (一四) 越後様御領分御上地の事
 附檢地の事
 (一五) 破損船御條目の事
 (一六) 高田御領の節山里御蟻役人の事
 附取ヶの事
 (一七) 御領分中船渡十三ヶ所の事
 (一八) 全上古城趾六十ヶ所の事
 (一九) 御運上物品々の事
 (二〇) 小千谷陣屋十日町移轉の事
 (二一) 宿場定式買請米の事
 (二二) 中子渡船の事
 (二三) 御定賃錢の事
 (二四) 人足賃錢割符の事
 (二五) 金銀通用の事
 (二六) 諸宗傳來の事
- 二六 小千谷村大庄屋秘事抜書
- 目録
- 一 越後國司從先封移替りの事
 一天正元酉年以來領主移替りの事
 一小千谷村高反別石盛の事
 並田畠色高御免相の事
 一全斷二新田高反別斗代の事
 並に御免相の事
 一諸給米取立渡方の事
 並に山廻り給取立方の事
 一川原田江代米取立渡方の事
 一郷御藏所地子米取立渡方の事
 一御陣屋敷地子錢取立渡方の事
 一同地子米金新規取立渡方の事
 一御蟻座敷反別書上地子金渡方の事
 一小千谷分山里蟻實穗納方の事
 一御蟻座守給分の事
 一諸役銀上納取立の事
 一小役永免除御番所掟書の事
 一御蟻座間割御土藏家敷の事
 一郷御藏屋敷彌重高の事

- 一 全斷所々古城趾の事
一 春日山始而御竿入の事
一 高田御城内金銀御引渡の事
一 全斷諸品請取手形の事
一 小千谷町假名風土記書上の事
一 全斷隣村道法神社佛閣の事
一 御入用御普請所並に用水堰の事
一 村中布橋並に牢屋古城趾等の事
一 船岡山湯殿川千曲川の事
一 船數並に引替物の事
一 魚沼郡牛馬舟割掛高割符の事
一 川口驛助郷人馬割の事
一 願石發りの事
一 御年貢米皆願石代納村の事
一 三分二半金納村方の事
一 豊兩増皆金納村の事
一 貳兩增買請米村の事
一 參兩增買請米村の事
一 參兩二朱增宿場米の事
一 參兩一分增市場米の事
一 三代米被下方石數並に江代米の事
一 十月相場書仕出し心得方の事
一 相場書上帳認様の事
一 全斷五ヶ所平均の事
一 諸石代五直段法立の事
一 長岡相場三分の一步合の事
一 越後相場所組合の事
一 御回米割仕法並に諸貯米の事
一 全斷凡積仕法並に御運賃金の事
一 御回米の内新潟港買戻しの事
一 大豆代定納割符仕出しの事
一 御回米代定納割符仕出しの事
一 胡麻代定納石同断の事
一 小役永定納當りの事
一 六尺給米高當りの事
一 御傳馬宿入用高當りの事
一 淺草御藏前入用當りの事
○ 四九神南翁自筆文書
(一) 明和七寅年記丑高入新田御取箇書上帳
(二) 安永二巳年村差出明細書上帳
(三) 全年村高家數人數増減書上帳
(四) 十全年辰年御割附

- (五) 天明二年寅二月人數増減御尋に付書上帳扣
(六) 明和九辰年免相御切替年取米人數書上帳扣
(七) 安永二巳年六月會津御預所越後國魚沼郡去辰
御年貢米佐州御藏納郡中入用帳
(八) 代官等門前に百姓詰かけ訴願に及ふべからざ
る旨申渡に對し御請書
(九) 大橋掛替目論見帳
(十) 明和九年御手鑑帳
(十一) 神南社祭文並神門新築の祝詞
(十二) 神南神祠御据置願二通
(十三) 平澤利喬一の吊歌二通尙外に一通都合三通
(十四) 平澤保口への吊歌五首一通
(十五) 山田以文の送神南翁還北越序の寫
但原文は只今德永玄民氏卷物として所有
(十六) 神南翁自筆書狀
平澤五左工門宛 一通
伴 七 宛 一通
平澤保造宛 一通
平 吉 宛 一通
順 理 宛 一通
- 順 藏 宛 一通
(十七) 平澤佐次左工門利喬文 一通
(十八) 地郭より順里宛書狀 二通
○五〇齋藤九一郎氏雜記 九冊中第一綴
一小千谷村三分の一金納及市場定式買請米の事
一小千谷村起原の事
一御陣屋敷の事
一御蟻點所敷の事
一御番所の事
一御藏敷の事
一御高札場守役の事
一難役永の事
一川役永の事
一牢屋の事
一越後様御領分の御上地の事
一天和檢地の事
一破損船御條目の事
一高田領時代蟻役人及取立の事
一全時代船渡場十三ヶ所の事
一全時代古城跡六十一ヶ所の事
一全時代御運上物品々の事

- 一全上御手形にて出る品物の事
一天和二年より御代官所及郡代の事
一正徳元年まで御代官所及郡代の事
一附十日町御役所の事
一宿場定式買請米の事
一市場定式買請米の事
一中子渡船の事
一御定賃錢の事
一人足賃錢割符の事
一金銀錢通用の事
一諸宗傳來の事
○齋藤九一郎氏雜記 九冊中第二綴
一明治元年久保田彌三右工門小千谷民政局へ書上の事
一安永七年小千谷外三ヶ村買請米願取次書の事
一明石堂及堀次郎將俊の事
一縮布及市の事
一好綾及木綿飛白の事
一北魚沼郡縮布產出高の事
一金融及利子の沿革の事
○齋藤九一郎氏雜記 九冊中第三綴
一明和元年庄屋吉右工門退役願一件の事
一好綾及木綿飛白の事
一北魚沼郡縮布產出高の事
一金融及利子の沿革の事
○齋藤九一郎氏雜記 九冊中第五綴
一安永七年小千谷十日町鹽澤六日町米相場書上
一地價設定標準に關する控
一物理學に關する拔書
一天明四年凶年につき貧民救助の事
一天明四年八月書上小千谷村人別の事
一全五年二月書上小千谷村人別の事
一全五年二月庄屋五左工門死去につき組頭勘四郎後役仰付らるゝ事
一全五年五月川船御吟味につき書上及請書の事
一天明五年十二月縮運上入札願人に關する御差紙の寫
一天明七年人別増減帳寫
一小千谷堀之内縮布產出高(但天明六年の分)
○齋藤九一郎氏雜記 九冊の中六冊目
一元文より延享まで米相場書上寫
一天和元年より寶曆五年迄元御役所有來覺寫
一銀山人足扶持米の事
一天和御檢地につき小千谷村打出版別の事
一天明六年十月相場書上寫
- 齋藤九一郎氏雜記 九冊中第四綴
一安永七年小千谷町鄉帳の事
一真福寺廣大寺其他二件被下米の事
一川船渡守繼の事
一賃米の事(公納米運送賃の事)
一寛政元年御回米請負の事
一三役始の事
一天明八年五智院御朱印の事
一附魚沼八幡、法音寺、普光寺御朱印の事
一享保二年宿役高役申渡しの事
一火防屋敷につき孫右工門請書の事
一天保以來享保七年迄代官吏迭氏名の事
○齋藤九一郎氏雜記 九冊中第六綴
一阿部六助感狀
一石原九郎右工門より中町清兵衛に十石永代被下たる文書
一稻垣平右工門より全上文書
一右三文書に關する照專寺廿三世性譽上人の奥書
一明石次郎手織縮布の事
一小千谷町戸口享保廿一年及寶曆十一年書上寫
一高田長岡兩城主更迭の事
- 齋藤九一郎氏雜記 九冊中第七綴
一寛政五年米相場書上の事
一天明八年より小千谷長岡米相場平均御直段寫御札
に付差上申候書付扣(三分の一直段糶上の事)三分
の一石代直段願上候處(前條指令書扣)
一天明六年郡中人數牛馬數寫
(越後國諸大名持高調)
一天明三卯年高崎大信寺御免勸進帳寫
一安永五年申鄉帳寫
○齋藤九一郎氏雜記 九冊の中第七綴
一寛政七年高割もの書拔
一町内取締布令
一中子渡船造替に關する事
一新縮簾明に關する事
一御用蠟運送に付人馬催促布令
一火災に付用意驅付心得布令
一三分の一米直段の事
一寛政七年八月人夫賃引下に關する事

- 一濁酒及同粡發買禁示の事
一點蠟入札布令
一火災注進状
一御收納前米賣買を禁する事
一并濁酒商賣禁止の事
一罹火災者下され米の事
一粡賣買を許し濁酒賣買禁止する事前の如し
一山里蠟實植小千谷御蠟產收納日布告
一寛政八年三分の一米直段の事
一一點蠟預証の事
一寛政八年人別増減の事
一新縮簾明布令
一點蠟運送布告
一茶鄉川板橋掛替補助請書の事
一五穀成就祈禱につき日光社へ參拜すべき布令
一寛政八年村鑑明細書上帳
一全年御年貢御藏斗日通知
一全年三分の一米直段及大豆直段の事
一全年村中小入用高割の事
一寛政九年正月九日松平又左工門と御改名につき小
○前のもの全名のもの改名すべき布令
- 一小千谷町宅地價告示受書(明治十年)
一明治九年戸籍總計(小千谷町)
○齋藤九一郎氏折紙 二折の一
一明治六年九月大小區の制及組織役員名
○五二御尋に付假字風土記書上帳 文化二年九月
一小千谷村起原
一御陣屋位置
一小千谷村位置
一隣村及道法
一橋の事
一堀の事
一古城跡の事
一船岡山の事
一千曲川の事
一淀ミ川の事
一牢屋の事
一領主移替の事
○五三往古小千谷日記
- 一小千谷村の事(即ち起原)
一御陣屋舗の事
一御蠟點所敷の事
一御番所の事
一鄉藏敷の事
一御高札場守役の事
一鮭役の事
一川役永の事
一牢屋の事
一越後様御領分御上地の事
一天和二戌年御新檢の事
一浮荷物處分條目
一御蠟役人の事
一戊年御蠟點納の事
一越後様御領分中船渡場十三ヶ所
一古城跡六十一ヶ所
一御運上物品々
一御手形にて出づる品物
一御代官の事
一御運上物品々
一小千谷村役所を十日町へ引移しの事
一宿場定式買請米の事

- | | | |
|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| 一 市場定式買請米の事 | 一 中子渡舟の事 | 一 小千谷學校敷借地取調帖並に繪圖面共 |
| 一 御定貢錢の事 | 一 扉馬の事 | 一 人足賃錢割符の事 |
| 一 蟬及漆に關する事 | 一 越後國起原 | 一 越後地名錄 一名越後名寄 |
| ○五四越後地名錄 一名越後名寄 | 上 卷 附記小千谷町誌關係事項のみを擧ぐ | 一 越後國起原 |
| 一 郡並に郷の部 魚沼郡の條 | 下 卷 | 一 郡並に郷の部 魚沼郡の條 |
| 一 神社の部 魚沼郡伊夜彦神社の條 | | 一 神社の部 魚沼郡伊夜彦神社の條 |
| 一 全 上 魚沼郡五座の條 | | 一 全 上 魚沼郡五座の條 |
| 一 舊跡の部 池殿館白髮水の條 | | 一 舊跡の部 池殿館白髮水の條 |
| 一 全 上 文治年中關東御知行越後國庄園の條 | | 一 全 上 文治年中關東御知行越後國庄園の條 |
| 一 全 上 賴朝鄉知行國々 | | 一 全 上 賴朝鄉知行國々 |
| 一 古城跡の部 春日山、福島、高田、上條、琵琶島 | | 一 古城跡の部 春日山、福島、高田、上條、琵琶島 |
| 一 川 の 部 中津川の條 | | 一 川 の 部 中津川の條 |
| ○五五小千谷町誌關係文書 | | ○五五小千谷町誌關係文書 |
| 一 安政六年御年貢割賦寫 | | 一 安政六年御年貢割賦寫 |
| 一 申替濟目錄 | | 一 申替濟目錄 |
| 一 町役人中宛願書(野澤小出兩君) | | 一 町役人中宛願書(野澤小出兩君) |
| 一 庚午七月鹿兒島藩士横山正太郎建白書 | | 一 庚午七月鹿兒島藩士横山正太郎建白書 |
| 一 村中持田畠控 | | 一 村中持田畠控 |
| 一 一番組課賦上納に關する控 | | 一 一番組課賦上納に關する控 |
| 一 船岡山畠免相抑揚帳 | | 一 船岡山畠免相抑揚帳 |
| 一 地 方 秘 錄 | | 一 地 方 秘 錄 |
| 一 小千谷村高に關する書類 | | 一 小千谷村高に關する書類 |
| 一 大川端屋鋪持地割届書 | | 一 大川端屋鋪持地割届書 |
| 一 長州様へ基地賣渡證文 | | 一 長州様へ基地賣渡證文 |
| 一 明治三年町役場宛並に又次郎宛證文 | | 一 明治三年町役場宛並に又次郎宛證文 |
| 一 申御年貢割賦 | | 一 申御年貢割賦 |
| 一 戊及未全上 | | 一 戊及未全上 |
| 一 寅御年貢米替濟目錄 | | 一 寅御年貢米替濟目錄 |
| 一 差上申證文の事 | | 一 差上申證文の事 |
| 一 米錢相場書上(天保十四年一月) | | 一 米錢相場書上(天保十四年一月) |
| 一 北越機業史抜粹 | | 一 北越機業史抜粹 |
| ○六二寺方社家御尋ニ付書上帳寫 | | ○六二寺方社家御尋ニ付書上帳寫 |
| (文化二年八月會津御預所へ書上たるもの) | | (文化二年八月會津御預所へ書上たるもの) |
| 一 川除御入用御普請出來形書上帳(萬延元年) | | 一 川除御入用御普請出來形書上帳(萬延元年) |
| 一 明治四年小千谷町高反別取調書上帳 | | 一 明治四年小千谷町高反別取調書上帳 |
| 一 已皆濟御目錄帳の寫(明治四年) | | 一 已皆濟御目錄帳の寫(明治四年) |
| 一 玄皆濟目錄 | | 一 玄皆濟目錄 |
| 一 大區割配賦 | | 一 大區割配賦 |
| 一 慈光院 | | 一 慈光院 |
| 一 真福寺 | | 一 真福寺 |

- 一照 專寺
一專 正寺
一極 樂寺
一壽 慶庵
一彌彥神社末社中日光大權現
一全 赤崎大明神
一全 山王大權現
○六五新編會津風土記
魚沼郡縕序(全書卷の一百六
外編越後國魚沼郡の二)
產一小千谷村(全書卷の一百七、外編越後國魚沼郡
の二)位置 山川 關梁 郡署 虹座 倉稟 神社
寺院 城趾 褒美
一彌彥神社(全書卷の一百八
外編越後國魚沼郡の二)
○六七中魚沼郡風土記
一名案内 石原信著
一沿革—郡政—司法—租稅—小役の事—戸籍—衛生
—十日町機業志—機業功勞者小傳—中魚沼郡酒造
志—下條村沿革—寺石番所の制札—下船渡村沿革
西脇修太郎編
○平澤勘七氏所藏史料五綴の内第一綴
一元錄十六年小千谷村諸色書上帳
一寶曆五年小千谷村諸色書上帳
一魚沼郡小千谷村所替屋敷割の事
一自享保十一年至明治十七年々貢相場控
一小千谷町沿革(谷十六ヶ町合神願出中抄錄
一享保十六年御年貢米の内當年置料高の覺
一東家へ下附の辭令二通並に目録一枚
一銀山事件訴訟始末に關し指上申安返答書
一寛文九酉六月廿二日庄屋中町清兵衛外四名連署東
德右工門大肝煎御免の訴訟に對して東氏の答辨申
立書
- 一通貨寫圖 鎌信高田小判、越坐小判、謙信小判、
謙信圖小判、長岡寛字切銀、村上永字
切銀、新作榮字切字銀、寶字切銀、長
字玉字極印切銀、葛田徳字極印切銀
一御立並に無敵謙信の遺風
一齋の神祭り
一小豆粥
一餅華 一名蠶玉と云ふ
一盆踊り
一北越雜記卷の一、郡の部
一北越雜記十五(?)郡の部
一延喜式卷十神社部 全
一樹の事
一長森原
一志水城 一作時水
一冬村城
一參考書
○仝上第三綴
一小千谷陣屋年中行事書拔
一小千谷村留番所制札の事
- 出火の節定例取計方
- 一坪數定法
一諸品目方の事
- 一越後國御料預領移替大概の覺
一自嘉永五年至文久二年郡代、代官其他役人々名
一御預り所村名組譯枝御名
- 仝上第四綴
- 一組々白布端數帳寛永八年の分
一小千谷組白布高帳寫
一魚沼郡組々里染御運上御取立帳
一舟極印指上げ証文の寫
一慶安五年小千谷組高書上寫
一郡中川境証文寫(河水法)
一御用人足代用物品數の定め
一御領分より輸出諸鳥關所通過手形の定め
一魚沼郡下り船小千谷村於御番所で可相改覺
○仝上第五綴
一過去帳寫(平喜)
一平澤一族戒名々牒
一平澤庄兵衛家圖の事

327
957

大正六年四月十五日印刷
全 年四月十八日發行

(非賣品)

發行所

魚沼文庫

編發
輯行
者兼

新潟縣北魚沼郡小千谷中學校內

新潟縣北魚沼郡小千谷町千四百四十二番戶
山崎吉三

文庫

全縣全郡全町五百〇七番地

大川

龜

吉

印 刷 者
全 縣 全 郡 全 町 全 番 地
印 刷 所
大 川 活 版 所



終

